



- (注 1) 甲区（所有権の登記事項が記録される部分）何番の所有権の登記名義人（所有者）であるかを表示します。
- (注 2) 会社法人等番号を記載します。
- (注 3) 登記事項証明書に記載されている現在の商号・本店を記載します。
- (注 4) 代表者の資格・氏名を記載します（押印は不要）。
- (注 5) 現在の会社法人等番号によって、所有権の登記がされた日以降の商業登記簿上の商号・本店の変更（移転）の経緯を登記所において確認できない場合、閉鎖事項証明書等を提供する必要があります（添付情報の要否は、各法人の商号・本店の変更の経緯や所有権の登記等がされた日等によって異なりますが、所有権の登記等がされた日が平成 24 年 5 月 21 日以降であれば、一般的に、閉鎖事項証明書等の提供は不要です。）。
- (注 6) 申出をする不動産を登記事項証明書のとおり記載してください。不動産番号を記載すれば、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を省略できます。